

# 住宅用火災警報器の点検や取付けを支援します。



## 点検や取付けをお手伝い

住宅用火災警報器の取付け(無料)をお手伝いし、すでに取付けされている住宅用火災警報器の点検(無料)を支援させていただきます。

### ●ご用意していただくもの

取付けや交換を希望される方は、あらかじめ住宅用火災警報器のご用意(購入)をお願いします。(電池式に限る)

### ●申込方法

消防本部予防課へ申請用紙を提出してください。

○受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

○場 所：消防署 2階 予防課



市ホームページ

## 住宅用火災警報器を取付ける場所は

### 【設置義務】

#### 寝室

煙式の警報器を、就寝に使用する部屋の天井または壁面に取付け

### 【設置義務】

#### 階段

煙式の警報器を、就寝に使用する部屋がある階の階段の踊り場の天井または壁面に取付け

### 【任意設置】

#### 台所

熱式または煙式の警報器を、コンロなどを使用する部屋の天井または壁面に取付けをおすすめします。



問 消防本部予防課 ☎(26)1109 FAX(26)1347

令和7年12月1日から窓口受付時間が変更になりました。

## 窓口受付時間：午前9時～午後4時

対象施設 市役所、立田支所、八開支所、佐織支所、佐屋保健センター

